

新たな肥料の配合ルール等について

消費・安全局 農産安全管理課

令和2年12月1日施行

令和3年7月

農林水産省

今後のスケジュール

	2019年12月4日 (改正法公布の日)		2020年 12月1日		2021年 6月始め		2021年 12月1日
即日施行							
登録・仮登録取消し後の再登録の制限	施行						
1年を超えない範囲で定める日に施行							
配合規制の見直し ・品質低下しない配合の組合せ ・指定混合肥料の加工方法 法律の題名の変更	内容の検討	公布 (政令 8月5日 省令 9月28日 告示 10~11月)	施行				
2年を超えない範囲で定める日に施行							
原料管理制度の導入 ・原料規格 ・帳簿の備付け ・虚偽宣伝の禁止 表示基準の設定	内容の検討	政令公布 10月14日		公布 (省令 6月14日 告示 6月14日)		施行	
法律以下のレベルの見直し							
公定規格の見直し ・規格統合・簡素化 ・成分濃度の規格引下げ ・微量要素等の表示	内容の検討			公布 (告示 6月14日)		施行	
表示の見直し ・包材表示の簡素化 (原料等) ・包材表示の簡素化 (動物由来たん白質関連)	内容の検討 4/1 施行	公布 (省令 9月28日 告示 10月27日)	施行				

新たな肥料の配合ルール等について

I

• 指定混合肥料制度

II

• 混合特殊肥料

III

• 指定混合肥料の届出

IV

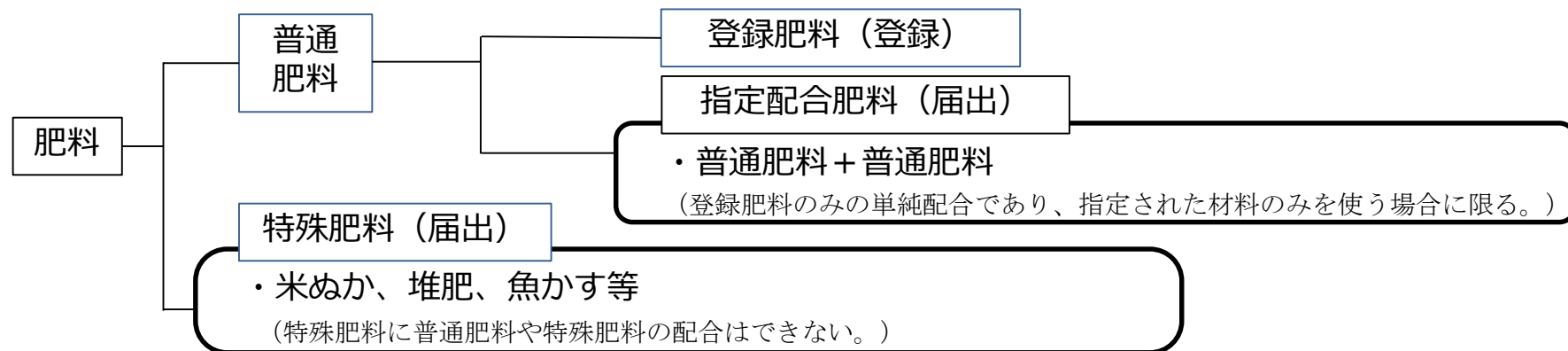
• 登録又は届出の手続き窓口

V

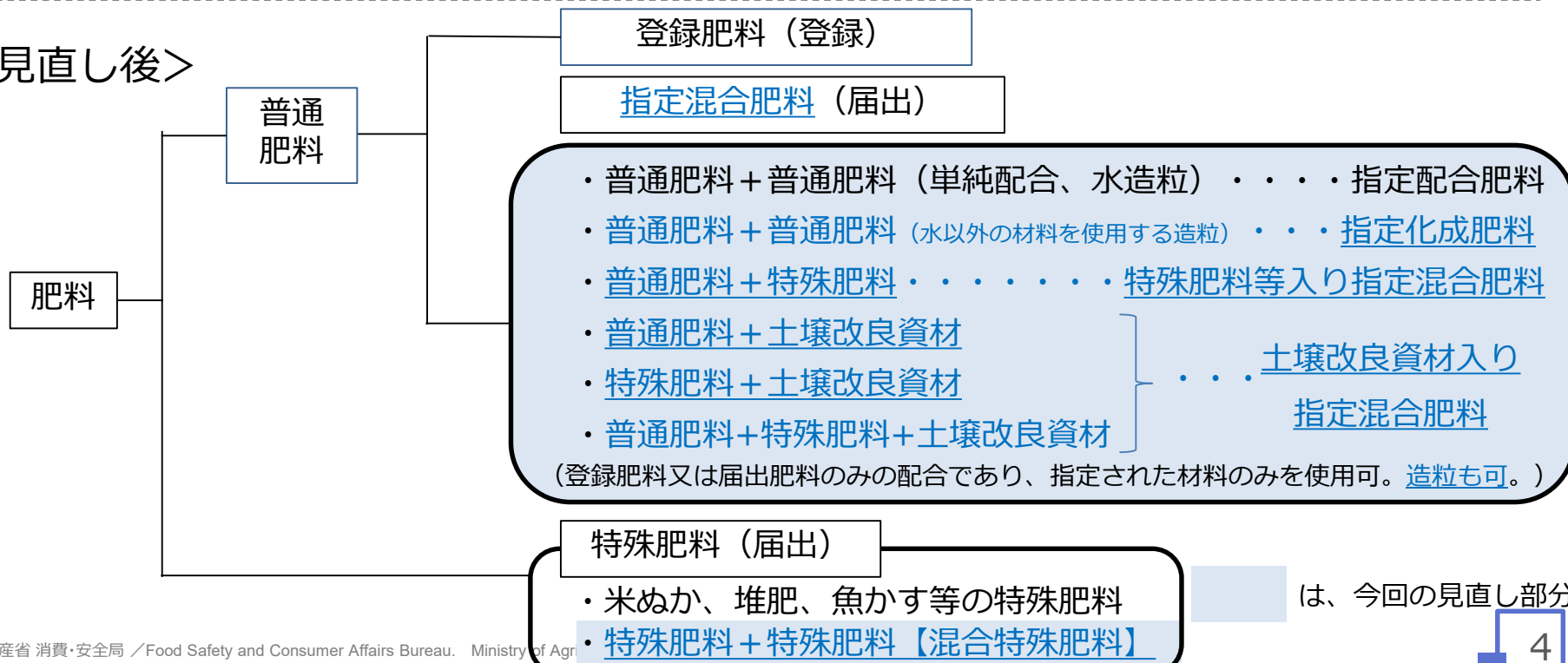
• 届出単位の考え方

I. 指定混合肥料制度等の創設

<これまで>



<見直し後>



I - 1 指定混合肥料に使用する原料の制限（共通）

◆ **指定混合肥料**（指定配合肥料、指定化成肥料、特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料。以下同じ。）

に、以下の原料は、従来の指定配合肥料と同様には**使用できません**。

- ① **事故肥料**
- ② **肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料**
- ③ **硝酸化成抑制材（※1を除く）が使用された普通肥料**
- ④ **汚泥肥料、特定普通肥料**
- ⑤ **牛由来の原料を原料とした普通肥料（管理措置をしていないもの）**

※1 1-アミジノ-2-チオウレア、4-アミノ-N-（1・3-チアゾール-2-イル）ベンゼンスルホンアミド、N-（2・5-ジクロルフェニル）サクシナミド酸、ジシアンジアミド

◆ **指定混合肥料に、以下の原料は、要件（※2）を満たせば使用できます**。

- 1. **液状の肥料**を原料とする配合
- 2. **強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合**

※2 配合等に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を満たすもの

(参考) 品質低下が起こらない原料や配合の組合せ

(指定配合肥料、指定化成肥料への使用可否)・・・成分保証

	指定配合肥料		指定化成肥料 (分析保証)
	(設計保証)	(分析保証)	
事故肥料	×	×	×
肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料	×	×	×
硝酸化成抑制材※1が使用された普通肥料	×	×	×
汚泥肥料	×	×	×
特定普通肥料	×	×	×
牛等由来の原料を原料とした普通肥料 (管理措置をしていないもの)	×	×	×
液状の普通肥料	×	製造後一定期間(4週間以上)後に 品質低下しない場合に限り可	
配合に当たって肥料の品質を低下させるような異物を混入した普通肥料	×	×	×
配合に当たって材料を配合した普通肥料	固結防止材9種のみ使用可	別紙の材料のうち、粒状化促進材を除いた材料のみ使用可	別紙の材料のみ使用可
石灰質肥料※2又はケイ酸質肥料(シリカゲルを除く。)+酸性・中性普通肥料※3	×	製造後一定期間(4週間以上)後に 品質低下しない場合に限り可	

※1 ジシアンジアミドのほか、1-アミジノ-2-チオウレア、4-アミノ-N-(1・3-チアゾール-2-イル) ベンゼンスルホンアミド、N-(2・5-ジクロルフエニル) サクシナミド酸も可能

※2 大臣が定める炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料(貝殻を原料とするものに限る。)も可能

※3 石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土肥料(水溶性苦土を保証するものを除く。)、アルカリ分を保証する肥料(混合りん酸肥料を除く。)

(参考) 品質低下が起こらない原料や配合の組合せ

(特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料、)・・・成分表示

	特殊肥料等入り指定混合肥料 (分析表示)		土壌改良資材入り指定混合肥料 (分析表示)	
	保証する肥料を含む	保証する肥料を含まない	保証する肥料を含む	保証する肥料を含まない
事故肥料	×	×	×	×
肥料の品質を低下させるような異物が混入された普通肥料	×	×	×	×
硝酸化成抑制材※1が使用された普通肥料	×	×	×	×
汚泥肥料	×	×	×	×
特定普通肥料	×	×	×	×
牛等由来の原料を原料とした普通肥料及び特殊肥料（管理措置をしていないもの）	×	×	×	×
液状肥料	製造後一定期間（4週間以上）後に品質低下しない場合に限り可	○	製造後一定期間（4週間以上）後に品質低下しない場合に限り可	○
配合に当たって肥料の品質を低下させるような異物を混入した肥料	×		指定土壌改良資材のみ可	
配合に当たって材料を配合した肥料	別紙の材料のみ使用可			
石灰質肥料※2、ケイ酸質肥料（シリカゲルを除く。）又は灰由来特殊肥料※3+酸性・中性肥料※4	製造後一定期間（4週間以上）後に品質低下しない場合に限り可	○	製造後一定期間（4週間以上）後に品質低下しない場合に限り可	○

※1 ジシアンジアミドのほか、1-アミジノ-2-チオウレア、4-アミノ-N-(1・3-チアゾール-2-イル) ベンゼンスルホンアミド、N-(2・5-ジクロルフェニル) サクシナミド酸も可能も可能

※2 大臣が定める炭酸カルシウム肥料、貝化石肥料、副産石灰肥料(貝殻を原料とするものに限る。)も可能

※3 草木灰、動物の排せつ物の燃焼灰、微粉炭燃焼灰、骨灰

※4 石灰質肥料、ケイ酸質肥料、苦土肥料(水溶性苦土を保証するものを除く。)、アルカリ分を保証する肥料(混合りん酸肥料を除く。)、草木灰、動物の排せつ物の燃焼灰、微粉炭燃焼灰、骨灰、堆肥、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、発泡消化剤製造かす等を除く。

I-2 指定配合肥料①

登録済みの肥料だけを原料として配合等※をした肥料

※ 水造粒、水成形 等を含む

【見直しのポイント】 保証成分量の決め方として、従来の方法に加え、分析値をベースとした保証も可能となります。

指定配合肥料 (設計保証・原料分析保証)

- 原料肥料が保証している主成分のみの保証
- 保証成分量は、各原料の主成分の保証成分量に配合割合を掛けて得た値を合算した値の80%~100%を超えない範囲（設計値）で保証※。
- ただし、設計値が一定量に満たない場合は保証できない。
- 配合する原料肥料を分析し、その結果を用いた設計値による保証

(保証値の範囲は、原料保証成分量に基づく設計値の80%~原料分析値に基づく設計値の100%)

指定配合肥料 (最終製品分析保証)

- 最終製品の分析値による保証
(保証値の範囲は原料の保証成分量に基づく設計値の80%~最終製品の分析値)
- 原料が保証していない主成分であっても、当該原料の公定規格において保証可能な主成分であれば保証が可能となる。

(保証に必要な最小量)

窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄：1%
アルカリ分、有効けい酸：5%
有効苦土：1%
有効マンガン：0.1%
有効ほう素：0.05%
※家庭園芸用肥料を除く

※ 非水溶化が起こる場合のみ、分析値の80%~100%を超えない範囲で保証

※ 設計値が「5%」未満の場合は、設計値の50%~100%を超えない範囲で保証

※ 設計と分析の併用は可能であるが、外成分と内成分の保証方法は統一すること。（例えば、窒素全量を設計に基づき、アンモニア性窒素を分析に基づき保証することは不可。）

I-2 指定配合肥料②

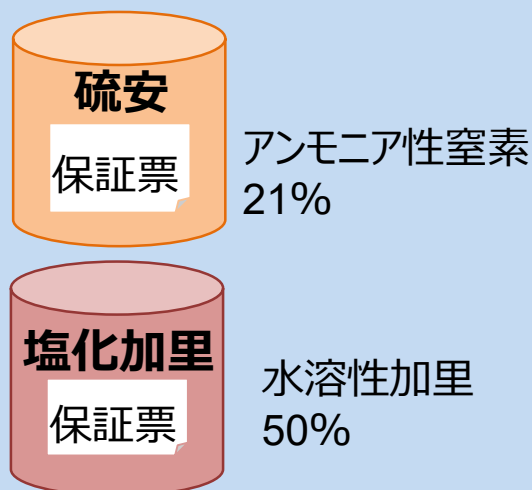
【分析による保証成分量の数値の決め方】（最終製品の分析）

- 保証値の範囲は原料の保証成分量に基づく**設計値の80%～最終製品分析値を超えない範囲**で保証。
設計値が「5%」未満の場合は、**設計値の50%～最終製品分析値を超えない範囲**で保証。
- 非水溶化が起こる場合のみ、**分析値の80%～100%を超えない範囲**での保証が可能
- 保証の範囲**
 - ⇒義務表示：原料肥料において保証されている成分
 - ⇒任意表示：原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分

【保証の例】

【義務表示】

原料肥料において保証されている成分



【任意表示】

原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分

（公定規格で保証可能なもの）
硫安
アンモニア性窒素
塩化加里
水溶性加里
水溶性ほう素

⇒**水溶性ほう素**が任意表示できる。

※指定配合肥料で定める最低保証成分量(P-8(保証に必要な最小量))以上含まれていることを確認した場合に限る。この場合は0.05%以上（家庭園芸用肥料の場合は0.001%）であれば保証することができる。

【見直しのポイント】▶ 液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の配合が可能になります。

指定配合肥料 (設計保証・原料分析保証)

使用できない原料・組合せ

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

指定配合肥料 (最終製品分析保証)

使用できる原料・組合せが拡大

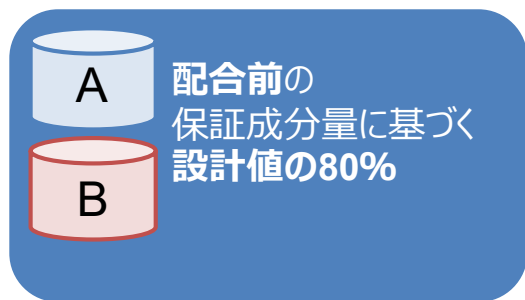
1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

品質低下を起こさないことを確認
【4週間ルール】

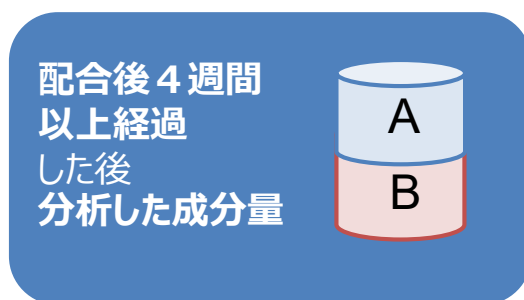
配合が可能に

【品質低下を起こさないことの確認方法（4週間ルール）】

○ 非水溶化しない場合



≧

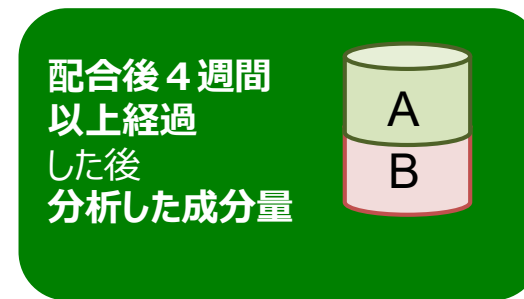


○ 非水溶化した場合

（水溶性りん酸、水溶性加里、水溶性苦土、水溶性マンガン等）



≧



I-2 指定配合肥料⑤

【見直しのポイント】

分析保証の場合は、使用できる材料が拡大

指定配合肥料 (設計保証・原料分析保証)

使用できる材料

1. 固結防止材（9種類）のみ※

※ 令和2年11月5日 農林水産省告示第2160号に定められた上限値により使用されものに限る。

【同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合のルール】

①それぞれの材料の含有量の上限以下であり、かつ、②使用した同じ種類に属する材料の含有量の合計が、それらの上限値のうち最も高い上限値以下であること

指定配合肥料 (最終製品分析保証)

使用できる材料が拡大

1. 固結防止材（13種類）
2. 飛散防止材
3. 浮上防止材
4. 組成均一化促進材
5. 効果発現促進材
6. 着色材

の使用が可能に※

※ 令和2年11月5日 農林水産省告示第2160号に定められた上限値により使用されものに限る。

【同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（*）】

①それぞれの材料の含有量の上限以下であり、かつ、②使用した同じ種類に属する材料の含有量の合計が、それらの上限値のうち最も高い上限値以下であること

（*）同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（指定配合肥料（分析保証）の例）



材料の使用

上限値

5%

固結防止材
(珪藻土)

2%

固結防止材
(シリカ粉)

① それぞれの材料の
含有量の上限以下

$\leq 5\%$

$\leq 2\%$

② 使用した同じ種類に属する
材料の合計が、最も高い上限
値以下の含有量

(珪藻土)
+
(シリカ粉)

珪藻土の
上限値
 $\leq 5\%$

I-3 指定化成肥料①

登録済みの肥料のみを配合し、造粒等の加工※をした肥料

※ 造粒又は成形（水以外の材料を用いるものに限る）これらに伴う、圧ぺん、粉碎、混練、加熱、溶解、乾燥、冷却若しくは、ふるい分けその他これらの加工に伴い必要と認められる方法

【保証成分量の数値の決め方】

- 最終製品の分析値による保証（設計による保証はできない。）
- 保証値の範囲は原料の保証成分量に基づく設計値の80%～最終製品分析値を超えない範囲で保証
設計値が「5%」未満の場合は、設計値の50%～最終製品分析値を超えない範囲で保証
- 非水溶化が起こる場合のみ、分析値の80%～100%を超えない範囲での保証が可能
- 保証の範囲
⇒義務表示：原料肥料において保証されている成分
⇒任意表示：原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分

【保証の例】

【義務表示】

原料肥料において保証されている成分



アンモニア性窒素
21%



水溶性加里
50%

【任意表示】

原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分

（公定規格で保証可能なもの）
硫酸
アンモニア性窒素
塩化加里
水溶性加里
水溶性ほう素

⇒水溶性ほう素が
任意表示できる。

※ 指定配合肥料で定める最低保証成分量(P-8(保証に必要な最小量))以上含まれていることを確認した場合に限る。この場合は0.05%以上（家庭園芸用肥料の場合は0.001%）であれば保証することができる。

【原料の組合せの規定】

液状の肥料や強アルカリ性の肥料と酸性・中性の配合が可能になります。

使用できない原料・組合せ

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

品質低下を起こさないことを確認

使用できる原料・組合せが拡大

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

により生産することが可能に

【4週間ルール】
指定配合肥料の4週間ルールと同じ

【材料の規定】

使用できる材料

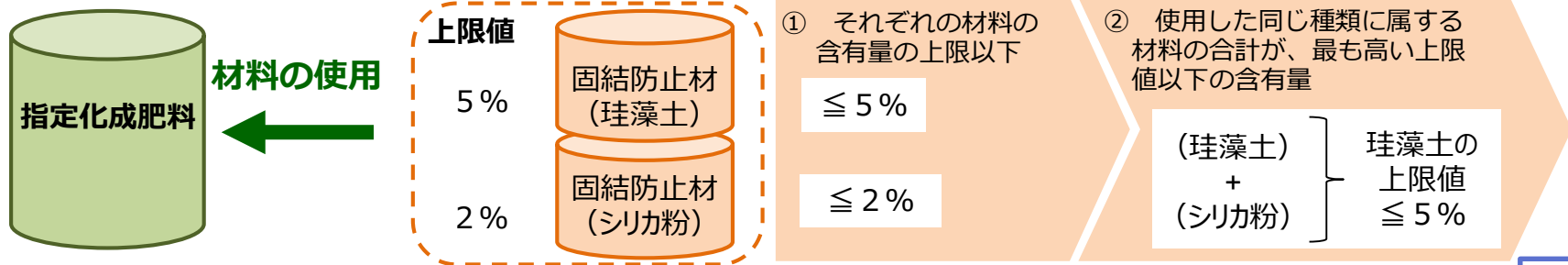
- | | |
|-------------|------------|
| 1. 固結防止材 | 5. 効果発現促進材 |
| 2. 飛散防止材 | 6. 着色材 |
| 3. 浮上防止材 | 7. 粒状化促進材 |
| 4. 組成均一化促進材 | |

※ 令和 2年11月 5日 農林水産省告示第2160号に定められた上限値により使用されものに限る。

【同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（*）】

- ①それぞれの材料の含有量の上限以下であり、
かつ、
②使用した同じ種類に属する材料の含有量の合計が、それらの上限値のうち最も高い上限値以下であること

（*）同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（例）



I-4 特殊肥料等入り指定混合肥料①

普通肥料に特殊肥料を原料として配合（硫黄及びその化合物に特殊肥料を配合したものを含む）したもの（造粒等の加工※をしたものを含む）

※ 造粒、成形、圧ぺん、粉碎等

【原料の組合せの規定】

使用できない原料・組合せ

人ふん尿、含水率50%以上の動物の排泄物及び堆肥（液状のものを除く）等

× 使用できません。

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

品質低下を起こさないことを確認

使用できる原料・組合せが拡大

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

により生産することが可能に

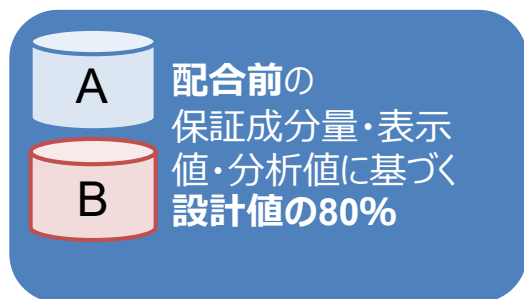
【特殊肥料等入り指定混合肥料の4週間ルール】

I-4 特殊肥料等入り指定混合肥料②

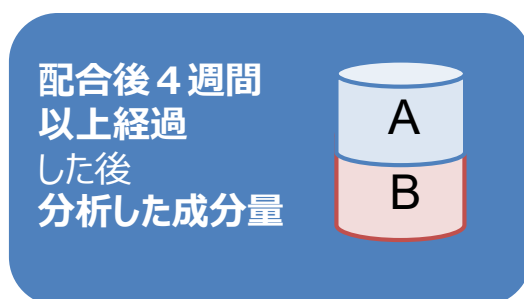
【品質低下を起こさないことの確認方法（4週間ルール）】

- 品質低下を確認する成分は、原料肥料で保証している成分とする。
- 成分を保証していない肥料は、表示成分があれば、表示している値を、表示している値がなければ、分析した値により計算する。

○ 非水溶化しない場合



≧

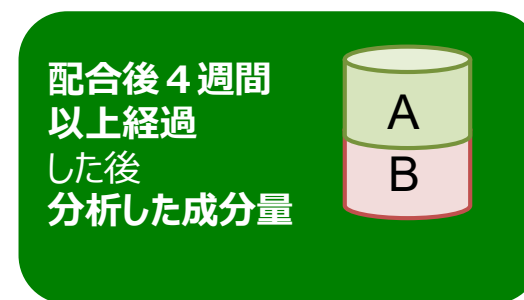


○ 非水溶化した場合

（水溶性りん酸、水溶性加里、水溶性苦土、水溶性マンガン等）



≧



I -4 特殊肥料等入り指定混合肥料③

【原料の組合せの規定】

(1) 石灰質肥料 (※1) 又はけい酸質肥料 (※2) に属する普通肥料との混合

混合する特殊肥料

【アルカリ性の肥料】

粗砕石灰石、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、微粉炭燃焼灰及び

これらを原料とした混合特殊肥料
(アルカリ分、石灰全量、有効苦土を含有するもの)

左記以外の特殊肥料
(例：米ぬか、コーヒーかす等)

そのまま混合可能

品質低下を起こさないことを確認した上で使用

(2) 石灰質肥料又はけい酸質肥料以外の普通肥料 (※3) との混合

混合する特殊肥料

右記以外の特殊肥料
(例：米ぬか、コーヒーかす等)

【強アルカリ性の肥料】

草木灰、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰、微粉炭燃焼灰及び
これらを原料とした混合特殊肥料
(アルカリ分を含有するもの)

そのまま混合可能

品質低下を起こさないことを確認した上で使用

- ※1 目開きが2mmの網ふるい上に全重量の95%以上残留する炭酸カルシウム、貝化石肥料、副産石灰肥料（貝殻が原料のもののみ）は除く。
- ※2 シリカゲル肥料を除く。
- ※3 アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く）又は苦土質肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く）若しくは副産肥料（専ら苦土含有物を原料としたものであって、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証以内ものに限る）を除く。

I-4 特殊肥料等入り指定混合肥料④

【材料の規定】

使用できる材料

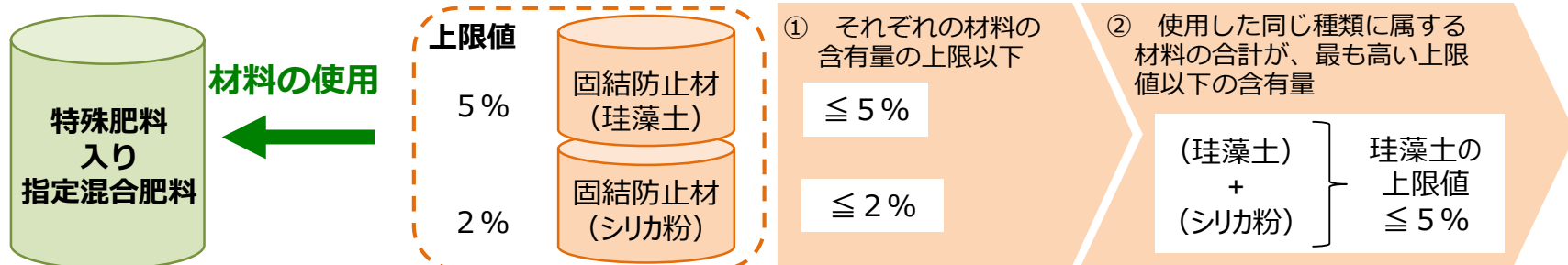
- | | |
|-------------|------------|
| 1. 固結防止材 | 5. 効果発現促進材 |
| 2. 飛散防止材 | 6. 着色材 |
| 3. 浮上防止材 | 7. 粒状化促進材 |
| 4. 組成均一化促進材 | |

※ 令和 2年11月 5日 農林水産省告示第2160号に定められた上限値により使用されものに限る。

【同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（*）】

- ①それぞれの材料の含有量の上限以下であり、かつ、
- ②使用した同じ種類に属する材料の含有量の合計が、それらの上限値のうち最も高い上限値以下であること

（*）同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（例）



I-4 特殊肥料等入り指定混合肥料⑤

【主成分の含有量の表示の考え方】

・ 主成分の含有量の記載方法

⇒義務表示：原料肥料において保証（普通肥料）又は表示（特殊肥料）すべき成分

⇒任意表示：原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分（普通肥料）、（特殊肥料）又は特殊肥料等入り指定混合肥料に含まれる成分

（１）普通肥料を原料とする場合

- ① 原料肥料で保証されている成分を表示
- ② 又は、最終製品（特殊肥料等入り指定混合肥料）の分析を行った結果、原料肥料の公定規格に定める成分についても、記載可能な最低含有量(*)以上含まれていることが確認できた場合には表示できる

（２）特殊肥料を原料とする場合

- ① 原料肥料で表示すべき成分を表示
- ② 又は、最終製品（特殊肥料等入り指定混合肥料）の分析を行った結果、表示可能な最低含有量(*)以上含まれていることが確認できた場合には表示できる

*P-8(保証に必要な最小量)と同じ。

・ 主成分

- ①窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）
- ②りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）
- ③加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）
- ④アルカリ分
- ⑤石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰）
- ⑥けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）
- ⑦苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）

- ⑧マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン）
- ⑨ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）
- ⑩銅全量（現物 1 kg 当たり 300mg 以上含有する場合のみ）
- ⑪亜鉛全量（現物 1 kg 当たり 900mg 以上含有する場合のみ）
- ⑫石灰全量（現物 1 kg 当たり 150g 以上含有する場合のみ）
- ⑬硫黄分全量
- ⑭可溶性硫黄

I - 5 土壌改良資材入り指定混合肥料①

普通肥料や特殊肥料に、指定土壌改良資材を配合したもの（造粒等の加工※をしたものを含む）

※ 造粒、成形、圧ぺん、粉碎等

【使用できる指定土壌改良資材】

地力増進法施行令に規定する基準に適合するもののうち以下のものに限る

1. 泥炭
2. 腐植酸質資材（普通肥料以外のもの）
3. 木炭
4. けいそう土焼成粒
5. ゼオライト
6. バーミキュライト
7. パーライト
8. ベントナイト
9. VA菌根菌資材

I-5 土壌改良資材入り指定混合肥料②

【原料の規定】（特殊肥料等入り指定混合肥料と同じ）

使用できない原料・組合せ

人ふん尿、含水率50%以上の動物の排泄物及び堆肥（液状のものを除く）等

× 使用できません。

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

品質低下を起こさない
ことを確認

使用できる原料・組合せが拡大

1. 液状の肥料を原料とする配合
2. 強アルカリ性の肥料と酸性・中性の肥料との配合

により生産することが可能に

【土壌改良資材入り指定混合肥料の4週間ルール】

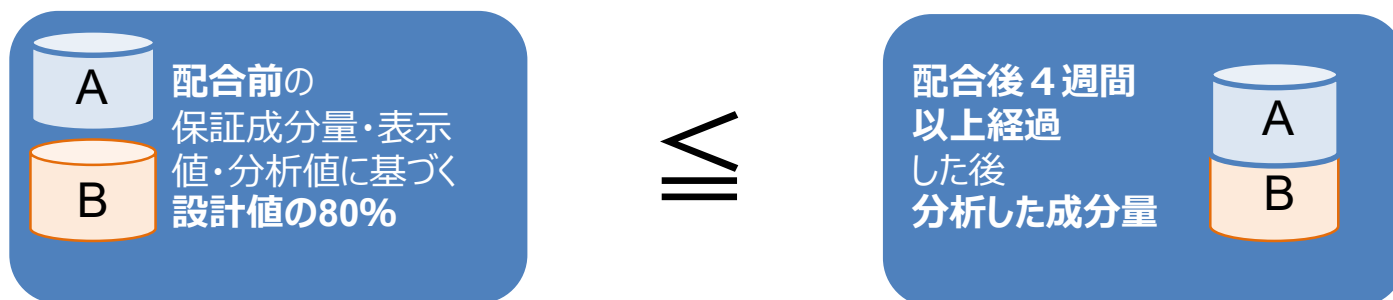
（普通肥料を含まない場合は4週間ルールの規定無く配合可能）

I-4 土壤改良資材入り指定混合肥料③

【品質低下を起こさないことの確認方法（4週間ルール）】

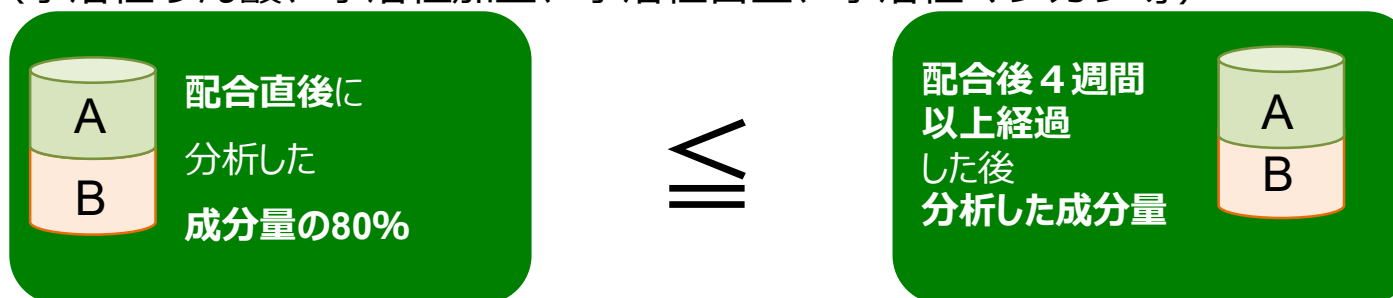
- 品質低下を確認する成分は、原料肥料で保証している成分とする。
- 成分を保証していない肥料は、表示成分があれば、表示している値を、表示している値がなければ、分析した値により計算する。
- 指定土壤改良資材の成分量は「0」として計算する。

○ 非水溶化しない場合



○ 非水溶化した場合

（水溶性りん酸、水溶性加里、水溶性苦土、水溶性マンガン等）



I-5 土壌改良資材入り指定混合肥料④

【原料の組合せの規定】

(1) 石灰質肥料(※1)又はけい酸質肥料(※2)に属する普通肥料との混合

混合する特殊肥料

【アルカリ性の肥料】

粗砕石灰石、草木灰、くん炭肥料、骨炭粉末、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰、堆肥、発泡消火剤製造かす、貝殻肥料、貝化石粉末、製糖副産石灰、石灰処理肥料、微粉炭燃焼灰及び
これらを原料とした混合特殊肥料
(アルカリ分、石灰全量、有効苦土を含有するもの)

左記以外の特殊肥料
(例：米ぬか、コーヒーかす等)

そのまま混合可能

品質低下を起こさないことを確認した上で使用

(2) 石灰質肥料又はけい酸質肥料以外の普通肥料(※3)との混合

混合する特殊肥料

右記以外の特殊肥料
(例：米ぬか、コーヒーかす等)

【強アルカリ性の肥料】

草木灰、骨灰、動物の排せつ物の燃焼灰、微粉炭燃焼灰及び
これらを原料とした混合特殊肥料
(アルカリ分を含有するもの)

そのまま混合可能

品質低下を起こさないことを確認した上で使用

- ※1 目開きが2mmの網ふるい上に全重量の95%以上残留する炭酸カルシウム、貝化石肥料、副産石灰肥料（貝殻が原料のもののみ）は除く。
- ※2 シリカゲル肥料を除く。
- ※3 アルカリ分を保証するもの（混合りん酸肥料を除く）又は苦土質肥料に属するもの（水溶性苦土を保証するものを除く）若しくは副産肥料（専ら苦土含有物を原料としたものであって、く溶性苦土又は可溶性苦土を保証し、アルカリ分を保証以内ものに限る）を除く。

I-5 土壌改良資材入り指定混合肥料⑤

【材料の規定】

使用できる材料

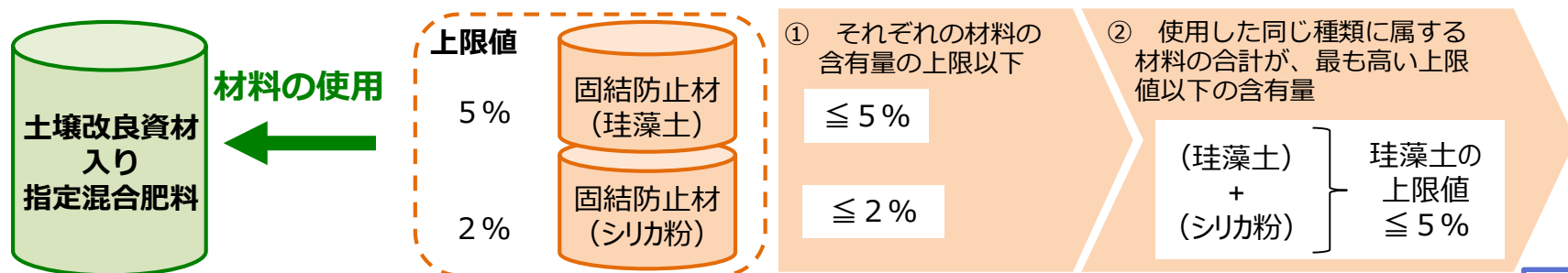
- | | |
|-------------|------------|
| 1. 固結防止材 | 5. 効果発現促進材 |
| 2. 飛散防止材 | 6. 着色材 |
| 3. 浮上防止材 | 7. 粒状化促進材 |
| 4. 組成均一化促進材 | |

※ 令和 2年11月 5日 農林水産省告示第2160号に定められた上限値により使用されものに限る。

【同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（*）】

- ①それぞれの材料の含有量の上限以下であり、かつ、
- ②使用した同じ種類に属する材料の含有量の合計が、それらの上限値のうち最も高い上限値以下であること

（*）同じ種類に属する材料を2つ以上使用する場合ルール（例）



I-5 土壌改良資材入り指定混合肥料⑥

【主成分の含有量の表示の考え方】

・ 主成分の含有量の記載方法

⇒義務表示：原料肥料において保証（普通肥料）又は表示（特殊肥料）すべき成分

⇒任意表示：原料肥料の公定規格に定めるその他の主成分（普通肥料）、（特殊肥料）又は土壌改良資材入り指定混合肥料に含まれる成分

（１）普通肥料を原料とする場合

- ① 原料肥料で保証されている成分を表示
- ② 又は、最終製品（土壌改良資材入り指定混合肥料）の分析を行った結果、原料肥料の公定規格に定める成分についても、記載可能な最低含有量(*)以上含まれていることが確認できた場合には表示できる

（２）特殊肥料を原料とする場合

- ① 原料肥料で表示すべき成分を表示
- ② 又は、最終製品（土壌改良資材入り指定混合肥料）の分析を行った結果、表示可能な最低含有量(*)以上含まれていることが確認できた場合には表示できる

*P-8(保証に必要な最小量)と同じ。

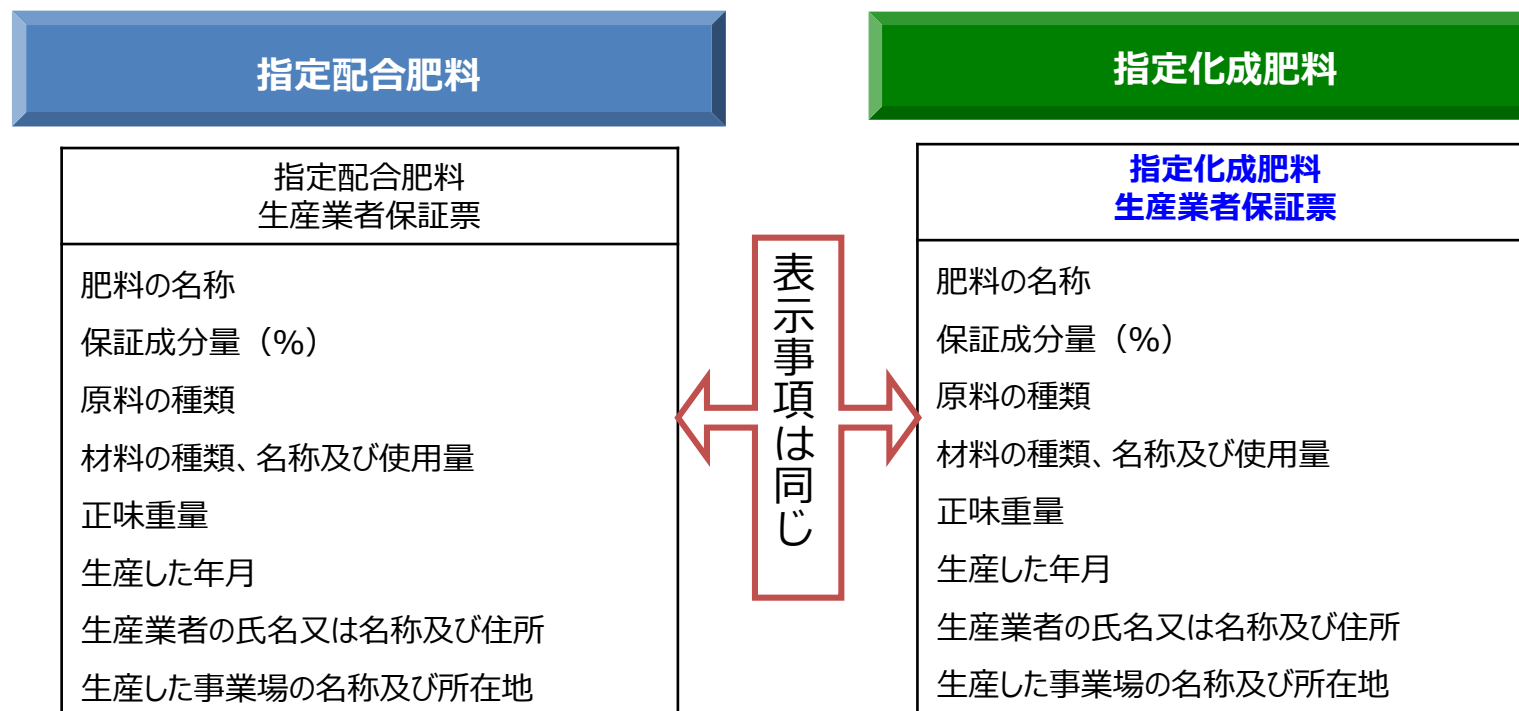
・ 主成分

- ①窒素（窒素全量、アンモニア性窒素、硝酸性窒素）
- ②りん酸（りん酸全量、く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸）
- ③加里（加里全量、く溶性加里、水溶性加里）
- ④アルカリ分
- ⑤石灰（可溶性石灰、く溶性石灰、水溶性石灰）
- ⑥けい酸（可溶性けい酸、水溶性けい酸）
- ⑦苦土（可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土）

- ⑧マンガン（可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン）
- ⑨ほう素（く溶性ほう素、水溶性ほう素）
- ⑩銅全量（現物 1 kg当たり300mg以上含有する場合のみ）
- ⑪亜鉛全量（現物 1 kg当たり900mg以上含有する場合のみ）
- ⑫石灰全量（現物 1 kg当たり150g以上含有する場合のみ）
- ⑬硫黄分全量
- ⑭可溶性硫黄

I - 6 指定混合肥料の保証票の様式①

- **指定配合肥料**については、**現行の様式を継続して使用**する。
- **指定化成肥料**については、上部に「**指定化成肥料生産業者保証票**」と記載し、表示事項は指定配合肥料と同じ内容とする。



I - 6 指定混合肥料の保証票の様式②

- 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料については、「主成分の含有量※」で表示するとともに、配合した「原料の種類及び配合割合」、「混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合」を表示する。 ※令和3年12月から「主要な成分の含有量」から変更されることに留意。

特殊肥料等入り指定混合肥料

特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票

肥料の名称
原料の種類及び配合割合
(特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料)
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）（6割）：
指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）（1割）：
硫黄及びその化合物
特殊肥料（3割）：堆肥〔牛ふん、稲わら〕
材料の種類、名称及び使用量
正味重量
生産した年月
生産業者の氏名又は名称及び住所
生産した事業場の名称及び所在地

主成分の含有量

土壌改良資材入り指定混合肥料

土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票

肥料の名称
原料の種類及び配合割合
(特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料)
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）
（4割）：指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）（1割）：
硫黄及びその化合物
特殊肥料（4割）堆肥〔牛ふん、稲わら〕
材料の種類、名称及び使用量
混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合
（混入した物の名称及び混入割合）
指定土壌改良資材（1割）：ゼオライト
正味重量
生産した年月
生産業者の氏名又は名称及び住所
生産した事業場の名称及び所在地

主成分の含有量

特殊肥料等入り指定混合肥料、 土壌改良資材入り指定混合肥料の許容差（配合割合または混合割合）

特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料、
保証票に記載されているの配合割合または混合割合の許容差は、以下のとおりです。

表示する割合	左欄表示が可能な範囲
5 %以下	0 %より大きく 5 %以下
1 割	5 %より大きく20%以下
2 割	10%以上30%以下
3 割	20%以上40%以下
4 割	30%以上50%以下
5 割	40%以上60%以下
6 割	50%以上70%以下
7 割	60%以上80%以下
8 割	70%以上90%以下
9 割	80%以上95%未満
95%以上	95%以上100%未満

特殊肥料等入り指定混合肥料
生産業者保証票

肥料の名称
原料の種類及び配合割合
(特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料)
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものを除く。）**6割**：指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素
普通肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げるものに限る。）**1割**：硫黄及びその化合物
特殊肥料 **3割**：堆肥〔牛ふん、稲わら〕
(以下略)

※土壌改良資材の割合についても、この許容差に準ずる



材料を用いて特殊肥料等入り指定混合肥料又は 土壌改良資材入り指定混合肥料を生産した場合の表示について

(配合設計 (例))

原料肥料及び材料の種類 (例)	配合割合
指定化成肥料 (硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類) 被覆窒素肥料 動物かす粉末類 尿素	5割
硫黄及びその化合物	1割
堆肥 (牛ふん、稲わら)	3割
粒状化促進材 (石こう)	1割
合計	10割

表示例

特殊肥料等入り指定混合肥料 生産業者保証票
肥料の名称 原料の種類及び配合割合 (特殊肥料等入り指定混合肥料又は土壌改良資材入り指定混合肥料の原料) 普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものを除く。) (5 割) : 指定化成肥料〔硫酸アンモニア、塩化加里、植物質類〕、被覆窒素肥料、動物かす粉末類、尿素 普通肥料 (肥料の品質の確保等に関する法律第 4 条第 1 項第 3 号に掲げるものに限る。) (1 割) : 硫黄及びその化合物 特殊肥料 (3 割) : 堆肥〔牛ふん、稲わら〕 (以下略)

I 特殊肥料等入り指定混合肥料、 土壌改良資材入り指定混合肥料の許容差（主成分の含有量）

主成分の季節変動等を踏まえつつ、適正施肥に影響のない範囲で、今後は、
特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料、
の主成分の含有量の許容差は、以下のとおりとなります。

主 成 分		誤 差 の 許 容 範 囲
窒素全量 アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 く溶性加里 水溶性加里	アルカリ分 可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰 可溶性けい酸 水溶性けい酸 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土 硫黄分全量 可溶性硫黄	表示値が1.5%未満の場合は、（絶対値の） ±0.3% 表示値が1.5%以上 5 %未満の場合は、 表示値の±20% 表示値が 5 %以上10%未満の場合は、（絶対値の） ± 1 % 表示値が10%以上の場合は、 表示値の±10%
可溶性マンガン く溶性マンガン 水溶性マンガン	く溶性ほう素 水溶性ほう素	表示値の±30%
銅全量、 亜鉛全量		表示値の±30%
石灰全量		表示値の±20%

特殊肥料（届出がされたものに限る。）が原料として配合（※）される肥料

※ 造粒、成形、圧ぺん、粉碎 等

【材料の規定】

使用できる材料

1. 固結防止材
2. 浮上防止材
3. 粒状化促進材
4. 悪臭防止材（ゼオライトに限る）

※ 昭和25年6月20日農林省告示第177号別表第2に定められたものに限る。

※ 指定混合肥料のように具体的な上限値は定められておりませんが、登録する普通肥料において使用が認められている材料の考え方と同様に、材料として必要最小量の使用が認められます。

Ⅱ 混合特殊肥料の表示事項

- 混合特殊肥料についても、堆肥や動物の排せつ物と同様に、品質表示を義務付ける。主成分の含有量等については、堆肥又は動物の排せつ物を原料としたものに限り表示を義務付ける。
- 原料の表示は、重量順かつ、堆肥、動物の排せつ物を原料とする場合は、〔 〕でその原料を表示する。
- 令和3年12月から、「主要な成分の含有量等」が「主成分の含有量等」に変更されることに留意。

○堆肥・動物の排せつ物を原料とする場合は、当該肥料において義務成分を表示する。その他、特殊肥料に含まれ得る成分については、一定量※以上含まれていれば任意に表示できる。

※ P-8(保証に必要な最小量)と同じ

(例)

- 堆肥（窒素全量2%、りん酸全量2%、加里全量2%、銅全量400mg/kg）＋米ぬか
⇒義務表示：原料肥料において表示されている成分 ⇒窒素、りん酸、加里、銅※ ※300mg/kg以上の場合のみ
⇒任意表示：原料肥料に含まれ得るその他の成分 ⇒亜鉛、石灰

【特殊肥料の表示基準】※堆肥・動物の排せつ物、混合特殊肥料が対象

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示

- ・肥料の名称・肥料の種類
- ・届出をした都道府県
- ・表示者の氏名又は名称及び住所
- ・正味重量
- ・生産（輸入）した年月
- ・原料備考
- ・主成分の含有量等（堆肥・動物の排せつ物及びこれらを配合する混合特殊肥料のみ）

Ⅱ 特殊肥料、混合特殊肥料の許容差

主成分の季節変動等を踏まえつつ、適正施肥に影響のない範囲で、今後は、**特殊肥料**（動物の排せつ物及び堆肥）、**混合特殊肥料の主成分と許容差**は以下のとおりとなります。

主 成 分	誤 差 の 許 容 範 囲
窒素全量 アンモニア性窒素 硝酸性窒素 りん酸全量 く溶性りん酸 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 く溶性加里 水溶性加里	アルカリ分 可溶性石灰 く溶性石灰 水溶性石灰 可溶性けい酸 水溶性けい酸 可溶性苦土 く溶性苦土 水溶性苦土 可溶性硫黄
可溶性マンガ く溶性マンガ 水溶性マンガ	く溶性ほう素 水溶性ほう素
銅全量、 亜鉛全量	
炭素窒素比	
石灰全量、水分含有量	

表示値が1.5%未満の場合は、（絶対値の）**±0.3%**

表示値が1.5%以上 5 %未満の場合は、**表示値の±20%**

表示値が 5 %以上10%未満の場合は、（絶対値の）**± 1 %**

表示値が10%以上の場合は、**表示値の±10%**

表示値の±30%

表示値の±30%

表示値の±30%

表示値の±20%

Ⅲ-1 指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出（届出様式）

指定混合肥料の生産業者（輸入業者）の届出書様式は、共通です。

3の欄については、下記のいずれかを記載

様式第8号の3（日本産業規格A4）（第10条の3関係）

（イ）指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出書

年 月 日

農林水産大臣（都道府県知事）

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により指定混合肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

記

- 1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 肥料の名称
- 3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別
- 4 生産する事業場の名称及び所在地
- 5 保管する施設の所在地

- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料（**指定配合肥料**）
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号に掲げる普通肥料（**指定化成肥料**）
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第3号に掲げる普通肥料（**特殊肥料等入り指定混合肥料**）
- 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第4号に掲げる普通肥料（**土壌改良資材入り指定混合肥料**）

Ⅲ-2 指定混合肥料生産業者・特殊肥料生産業者（輸入業者） の届出（届出を行う期日）

【届出が可能となる期日】

指定混合肥料・特殊肥料の生産業者（輸入業者）の届出書は、改正肥料法施行日（令和2年12月1日）以前であっても、届出が可能です。

※注意

→ただし、実際に事業（生産・輸入）を開始できるのは施行日以降です

【見直しのポイント】

生産開始の1週間前までに届出を行う

（従 来）

指定配合肥料、
特殊肥料

事業開始の2週間前までに届出
（生産・輸入）

（改 正 後）

指定混合肥料、
特殊肥料（混合特殊肥料を含む）

事業開始の1週間前までに届出
（生産・輸入）



IV-1 肥料の登録申請又は届出書の提出先について

		区 分 等	生産/輸入	使用原料や製法等による登録区分	提出先
肥 料	普通肥料	登録肥料	生産	法第4条第1項第1～6号に該当する普通肥料 (例：尿素、汚泥肥料、化成肥料等)	農林水産大臣 (FAMIC経由)
				法第4条第1項第7号に該当する普通肥料（石灰質肥料を含む） (例：有機質肥料、石灰質肥料等)	都道府県知事
			輸入/外国登録生産	—	農林水産大臣 (FAMIC経由)
		指定混合肥料【届出】	生産/輸入	次頁で説明	次頁で説明
	特殊肥料【届出】	農水大臣の指定する米ぬか、堆肥、魚かす等 【混合特殊肥料】 特殊肥料＋特殊肥料	生産/輸入	—	都道府県知事

青字が今回の法改正によって、追加された内容
 注）FAMIC：独立行政法人農林水産消費安全技術センター



IV-2 指定混合肥料の届出の提出先について

		使用原料等	生産/ 輸入	原料として使用される普通肥料の登録区分	書類の提出先
指定混合肥料	指定配合肥料	普通肥料 + 普通肥料 (単純配合・水造粒)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を 含む 場合)	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合 (例：尿素、過石、化成肥料等を 含まない 場合)	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	指定化成肥料	普通肥料 + 普通肥料 (水造粒を含まない)	生産	法第4条第1項第1号、2号及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事へ提出
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	特殊肥料等入り指定混合肥料	普通肥料 + 特殊肥料	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
	土壌改良資材入り指定混合肥料	普通肥料 + 土壌改良資材	生産	法第4条第1項第1～3号(硫黄及びその化合物のみ)及び6号に掲げる肥料が原料として用いられる場合	農林水産大臣(地方農政局等)
				それ以外の場合	都道府県知事
			輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)
			生産	—	都道府県知事
		特殊肥料 + 土壌改良資材	輸入	—	農林水産大臣(地方農政局等)

青字が今回の法改正によって、追加された内容



IV-3 届出肥料（農林水産大臣）の届出先について

地方農政局等の窓口	管轄する都道府県
北海道農政事務所 消費・安全部農産安全管理課	北海道
東北農政局 消費・安全部農産安全管理課	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東農政局 消費・安全部農産安全管理課	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 消費・安全部農産安全管理課	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局 消費・安全部農産安全管理課	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局 消費・安全部農産安全管理課	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、
中四国農政局 消費・安全部農産安全管理課	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
九州農政局 消費・安全部農産安全管理課	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部消費・安全課	沖縄県

IV-4 登録肥料（農林水産大臣）の登録申請書の提出先について

農林消費安全技術センターの窓口	管轄する都道府県
本部 肥飼料安全検査部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
札幌センター	北海道
仙台センター	青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県
名古屋センター	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸センター	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡センター	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

V-1 指定混合肥料の届出単位の考え方

【届出単位（銘柄の考え方）など】

成分保証を行う肥料

成分保証を行う以下の肥料は、従来の指定配合肥料と同様に、保証成分量を変更する場合は、新たな届出が必要

- 指定配合肥料
- 指定化成肥料

成分保証を行わない肥料

成分保証を行わない以下の肥料は、原料等の変更が生じた場合に、改めて届出を行う

- 特殊肥料等入り指定混合肥料
- 土壌改良資材入り指定混合肥料

【原料等の変更とは】

V-2 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料 の届出単位①

成分保証を行わない以下の肥料については、原料等に変更が生じた場合に、改めて届出を行う

- ・ 特殊肥料等入り指定混合肥料
- ・ 土壌改良資材入り指定混合肥料

【原料等の変更とは】

1. 特殊肥料等入り指定混合肥料に土壌改良資材を加えるなど、指定混合肥料の種類を変更した場合
(例：「特殊肥料等入り指定混合肥料」に土壌改良資材を加えることにより「土壌改良資材入り指定混合肥料」に変わる)
2. 原料等として使用する普通肥料、特殊肥料又は土壌改良資材について、追加、削除又は種類を変更した場合 (例：「硫酸」+「堆肥」を「尿素」+「堆肥」に、変更する場合)
3. 原料等の配合割合を、一定の範囲を超えて変更した場合
(例：「普通肥料 2 割」+「特殊肥料 8 割」が「普通肥料 5 割」+「特殊肥料 5 割」に変わる)

※ その他の生産条件の変更（材料、生産設備など）は、新たに届出を要しない

V-2 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の届出単位②

普通肥料 の変更

- 普通肥料の種類の変更（例：硫安⇒被覆尿素に変更）
- 普通肥料の追加（例：化成肥料+堆肥←尿素を追加）
- 普通肥料の使用を止める
（例：硫安+尿素+堆肥→尿素の使用を止める）

※ 普通肥料における同種類内の原料や銘柄の変更は届出不要です。
【例】被覆窒素肥料〔尿素〕+ゼオライト→被覆窒素肥料〔硫安〕+ゼオライト
【例】指定配合肥料〔14-14-4〕+堆肥→指定配合肥料〔8-8-8〕+堆肥

特殊肥料 の変更

- 特殊肥料の種類の変更（例：堆肥→動物の排せつ物に変更）
- 特殊肥料の追加（例：化成肥料+堆肥←魚かす追加）
- 一部の特殊肥料の使用を止める
（例：化成肥料+魚かす+干魚肥料→干魚肥料の使用を止める）

※ 特殊肥料における同種類内の原料や銘柄の変更は届出不要です。
【例】堆肥〔牛糞+稲わら〕+木炭→堆肥〔野菜くず+バーク〕+木炭

土壌改良資材 の変更

- 土壌改良資材の種類の変更（例：泥炭→木炭に変更）
- 土壌改良資材の追加（例：化成肥料+木炭←泥炭追加）
- 土壌改良資材の使用を止める
（例：化成肥料+ゼオライト+木炭→木炭の使用を止める）

新たに届出が必要です

V-2 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の届出単位③

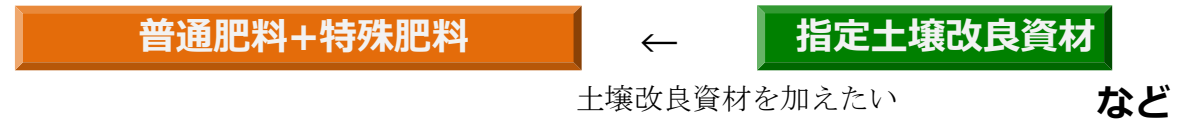
新たに届出が必要です

追加する
変更

①土壌改良資材入り指定混合肥料の中での変更

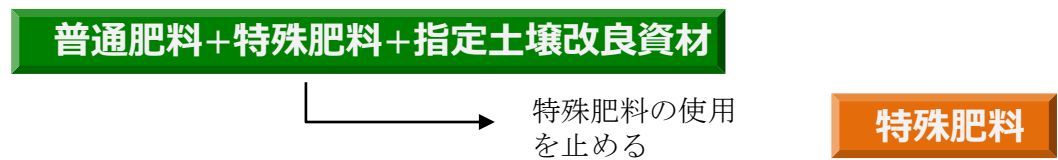


②特殊肥料等入り指定混合肥料→土壌改良資材入り指定混合肥料への変更

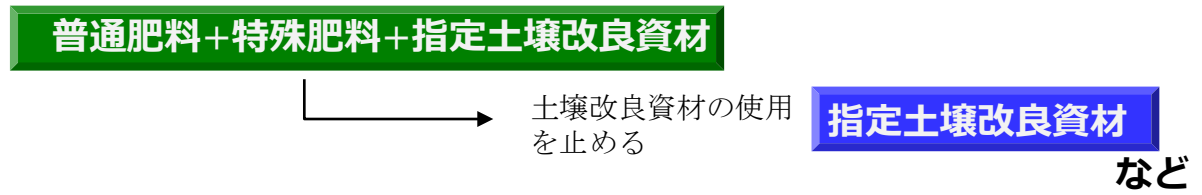


使用しなく
なる変更

③土壌改良資材入り指定混合肥料の中で変更



④土壌改良資材入り指定混合肥料→特殊肥料等入り指定混合肥料への変更



V-3 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料 の届出単位④

特殊肥料等入り指定混合肥料において、
届出当初の割合の表示と比較して、一定の範囲を超えて
配合の割合が**変更**となる場合

▶ **新たに届出が必要です**

【一定の範囲の考え方】

- 配合割合（重量ベース）について、
- ・ 上下10%の許容差を認める
 - ・ 普通肥料、特殊肥料それぞれの中身の内訳割合の変更は不問

普通肥料 1 割、	特殊肥料 9 割
普通肥料 2 割、	特殊肥料 8 割
普通肥料 3 割、	特殊肥料 7 割
普通肥料 4 割、	特殊肥料 6 割
普通肥料 5 割、	特殊肥料 5 割
普通肥料 6 割、	特殊肥料 4 割
普通肥料 7 割、	特殊肥料 3 割
普通肥料 8 割、	特殊肥料 2 割
普通肥料 9 割、	特殊肥料 1 割

上下10%
の許容差

▶ **【例 1】 普通肥料 1 割、 特殊肥料 9 割 の場合**
 $0\% < (\text{普通肥料の配合割合}) \leq 20\%$
 $80\% \leq (\text{特殊肥料の配合割合}) < 100\%$

▶ **【例 2】 普通肥料 5 割、 特殊肥料 5 割 の場合**
 $40\% \leq (\text{普通肥料の配合割合}) \leq 60\%$
 $40\% \leq (\text{特殊肥料の配合割合}) \leq 60\%$

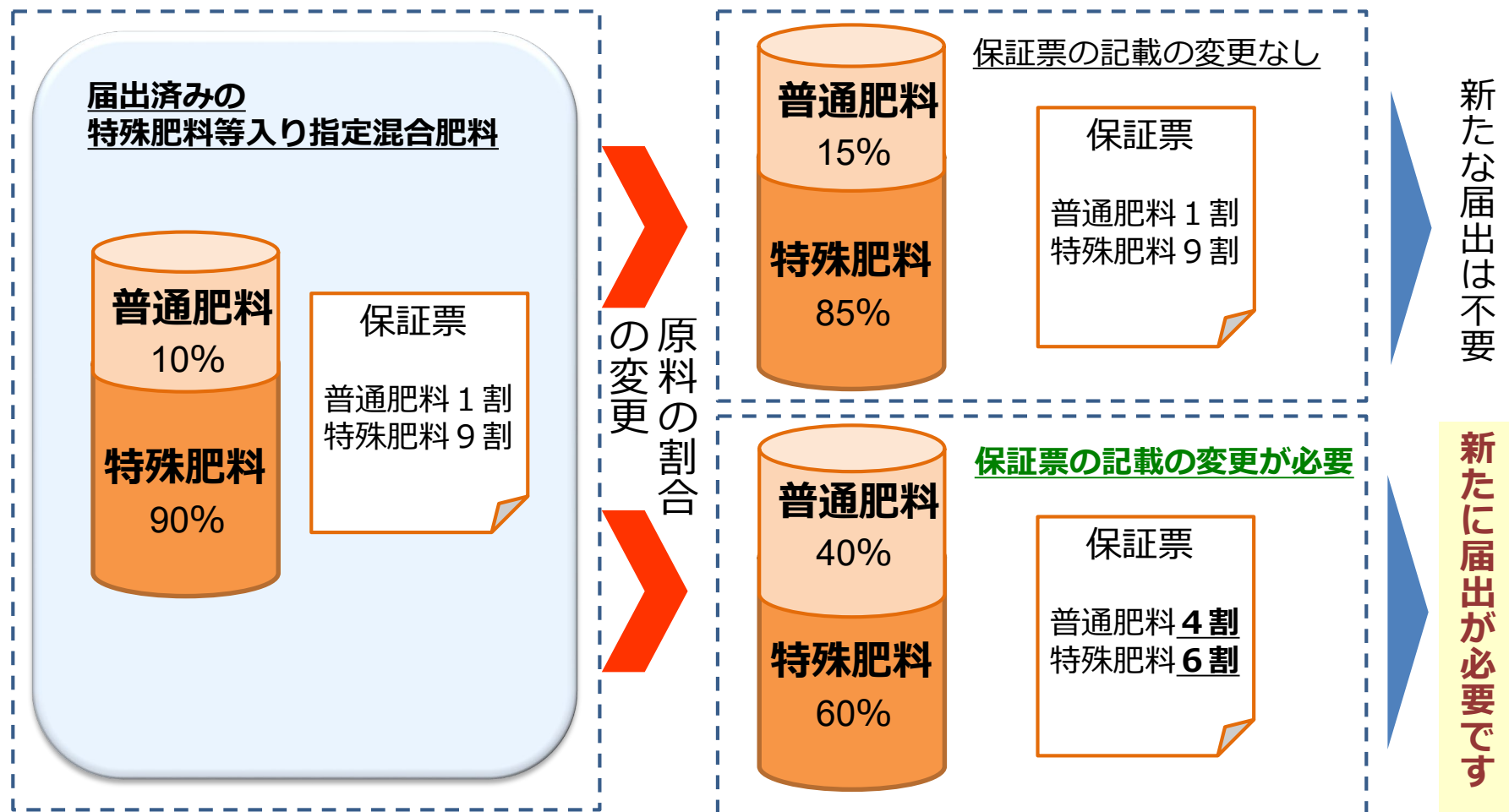
▶ **【例 3】 普通肥料 8 割、 特殊肥料 2 割 の場合**
 $70\% \leq (\text{普通肥料の配合割合}) \leq 90\%$
 $10\% \leq (\text{特殊肥料の配合割合}) \leq 30\%$

※製品全体の割合が原則10割になるようにする

V-4 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料 の届出単位⑤

農林水産省
消費・安全局

【届出が不要な例・必要な例】



V-4 特殊肥料等入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料 の届出単位⑥

②普通 + 特殊 + 土改材

○届出単位の区分

・普通肥料 1 割

- 特殊肥料 8 割、土壌改良資材 1 割
- 特殊肥料 7 割、土壌改良資材 2 割
- 特殊肥料 6 割、土壌改良資材 3 割
- 特殊肥料 5 割、土壌改良資材 4 割
- 特殊肥料 4 割、土壌改良資材 5 割
- 特殊肥料 3 割、土壌改良資材 6 割
- 特殊肥料 2 割、土壌改良資材 7 割
- 特殊肥料 1 割、土壌改良資材 8 割

○同一の届出単位とみなせる範囲

- $0\% < (\text{普通肥料の配合割合}) \leq 20\%$
- $60\% \leq (\text{特殊肥料の配合割合}) \leq 80\%$
- $10\% \leq (\text{土壌改良資材の配合割合}) \leq 30\%$

・普通肥料 3 割

- 特殊肥料 6 割、土壌改良資材 1 割
- 特殊肥料 5 割、土壌改良資材 2 割
- 特殊肥料 4 割、土壌改良資材 3 割
- 特殊肥料 3 割、土壌改良資材 4 割
- 特殊肥料 2 割、土壌改良資材 5 割
- 特殊肥料 1 割、土壌改良資材 6 割

- $20\% \leq (\text{普通肥料の配合割合}) \leq 40\%$
- $50\% \leq (\text{特殊肥料の配合割合}) \leq 80\%$
- $0\% < (\text{土壌改良資材の配合割合}) \leq 20\%$

※割合の合計が10割になるようにする